

勿凝学問 287

んっ？ オランダの年金の財源が、いつから税になったんだ？
保険料で再分配をやってはいけないって誰が決めたんだろうかね

2010年2月22日
慶應義塾大学 商学部
教授 権丈善一

ぼけ〜っと、雑誌をながめていたら、「国民皆年金モデルのほうはカナダ、オーストラリア、オランダなど。一定期間以上、その国に居住していれば、基礎年金・最低保障年金を誰でも受給できる。その財源は、必然的に税になる」とある。

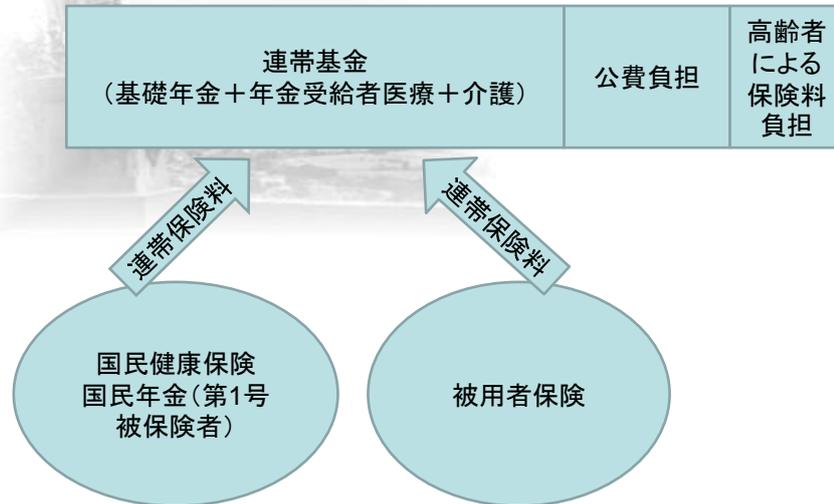
「んっ？ オランダの年金の財源が、いつから税になったんだ？」と妻に問う。
「保険料だよ」と答えが返ってくる。

だよなあ。

あの国の基礎年金（AOW）は、給与に定率の社会保険料率が労使に課されて財源が賄われる比例拠出定額給付の制度で、再分配効果がものすごく高い。徴収は、国税庁が行い、管理・運営は社会保険バンク（*Sociale Verzekeringsbank*: *Social Insurance Bank*）がやっていて、オランダの基礎年金には、国庫はほとんどはっていない——要するに、財源は社会保険料。

この制度、かなり良いセンいっていると以前から思っているわけで、日本の被用者年金から、オランダの基礎年金と同じく、比例拠出定額給付の日本の基礎年金を切り離して、これを連帯基金として管理し、そこに、高齢者医療と介護用の財源も集中するという連帯基金構想の着想には、オランダの基礎年金あたりが影響していたりもする——何が難しいのか、日本の基礎年金の仕組みを理解できない人が、不思議といるみたいだから、基礎年金とその上の報酬比例年金を分離してあげて、タコでもサルでも理解できるようにしてあげようというわけ。

連帯基金構想



22

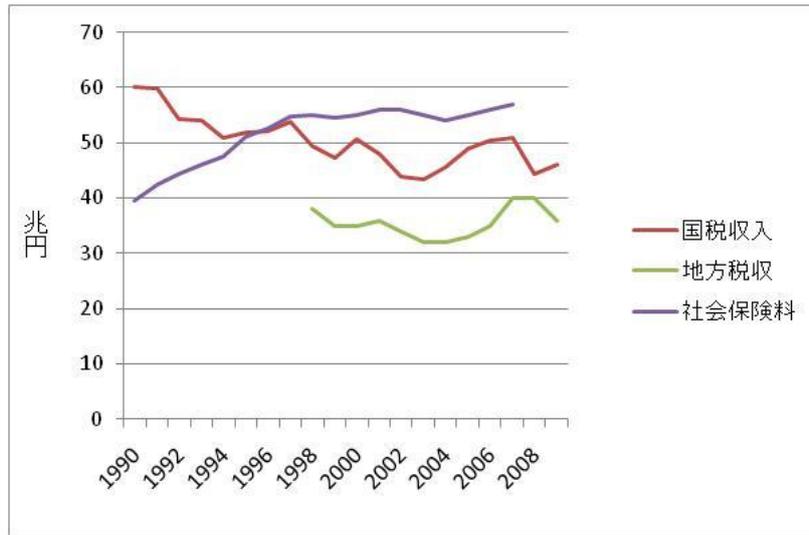
Keio University
Y Kenjoh



参考) 勿凝学問 268 [連帯基金構想と高齢者医療制度の財源調達——日経の論説と僕の論との間の埋められぬ溝のひとつ](#)

まあ、他には、健保組合を通さずに、高齢者医療の財源を調達し、被用者の基礎年金と同じように総報酬割を全面的に適用するというねらいがあったり、基礎年金、高齢者医療を支える人たちと、介護保険を支える人たちを揃えることにより、介護保険の負担・給付の対象を大幅に広げること、さらには次の図に観るように国税なんかよりも財源調達力の随分と高い、外形標準課税としての社会保険料をキープすることなどを考えていたりもする。財源が安定しないと給付も安定しないんだよな¹。

¹ 勿凝学問 31 [ビスマルクの呪縛——安定性、硬直性、既得権は同じ現象を違った側面からみた評価](#)



社会保険料で所得の垂直的再分配なんかをやってはいけないと、経済学では決まっているらしいんだけど、それって、誰が決めたんだ？（僕にとっては、当たり前に見えることだけど）規範的判断が必要となり、思考の原点を決めづらい領域では、宗教界の教祖と信者にも似た、決める人と従う人とがいるわけで——まわりを見わたすと、まじめな人の中に「従うタイプの人間」ってのが多いように見えるんだよなあ。まじめな人ってのは、「何々学的にみれば」「そもそも」とか「本来・・・」というような、なにか寄って立つキツチリとしたものがないと、不安になるのかね。僕は学生に常々、「“そもそも”、“本来”が出てきたら疑え」と言っているくらいだから、そういうまじまな人たちとは、そもそも人間の種類が違うんだと思う（笑）。

保険料で再分配をやってはいけないなんて、そんな固いこと言わなくても良いじゃないかい。オランダなんか、実に発想が柔らかだ。まあ、保険料で強者が弱者を助けるという社会保険的なことを、昔から日本もやっているわけだから、別にオランダがうらやましいわけではないんだけどね。

厚生・共済年金に関わる基礎年金ってのは、比例拠出定額給付で、なかなか素敵な制度だと、僕は前々から思っている。この制度に、パート労働者もどんどん参加してもらおう——彼らは所得が低だろうから、絶対にお得²！

² パート労働の厚生年金適用に関しては

勿凝学問 67 [映画「サンキュー・スモーキング」のすゝめ——天高く空に舞い日本中に知れ渡れパート厚年適用制度](#)

勿凝学問 203 [どう考えても、年金で最大の問題は第1号被保険者に被用者が4割以上いることなんだよなあ——それなのに社会保障国民会議雇用年金分科会における使えない提言](#)

Ⅲ巻『医療年金問題の考え方』(2006)第4章補論

Ⅱ巻第2版『年金改革と積極的社会保障政策』(2009)追補1-I-2

補論——権丈(2004)「年金改革論議の政治経済学」で書いた内容からの変化

この補論は、2006年3月25-26日の現代経済政策研究会議での報告の後に書き加えた箇所である。ここでは、スウェーデンの〈みなし運用利回り付き拠出建て賦課方式年金〉よりも、日本のように所得、さらには障害の有無によってみなし運用利回りの異なる制度の方が、望ましいのかもしれないという話を記しておく。

権丈(2004)〔Ⅱ巻初版〕における年金論の全体的なトーンは、スウェーデン型の報酬比例一本の年金に最低保証年金が低所得者層に上乘せされている制度に、基礎年金と報酬比例年金からなる日本の制度を改編することは望ましいのではないかというものであった。その最大の長所は、報酬比例一本の年金にすると、すべての被保険者に対してひとつの運用利回りを実現できるからである。この点は次のように評価していた。

「〔1999年スウェーデン年金改革では〕なによりも、支払った保険料と受給する年金額とのリンクを強化した。このリンクを徹底したものにするために、改革前の公的年金がもっていた所得再分配——低所得者・障害者・寡婦などへの所得再分配——機能を分離して、従来の基礎年金プラス報酬比例年金という日本同様の公的年金制度を、報酬比例年金一本の制度に切り替え（租税を財源とする低所得者向け最低保証年金については後述）、公的年金保険料でまかなわれる部分から所得の垂直的再分配を放棄して、さらに障害者年金と遺族年金を新年金制度とは別建てにした。このように、1990年代、長きにわたり議論されたスウェーデンの年金改革では、年金給付の引き下げという政府の要求と、拠出・給付のリンク強化という国民の要求が取引された、と個人的には解釈している³⁾。

こういう文章を書いたわたくしが、実は最近、拠出と給付のリンクを徹底化し、すべての被保険者に対してひとつの運用利回りを実現することが、それほど価値のあることだろうかという考えに変化してきている。日本のような低出生率の社会では、スウェーデンのような1人当たり賃金上昇率にみあった〈みなし運用利回り〉を保証することは、かなり難しい。というのも、サミュエルソンの定式化から推論できるように⁴⁾、1人当たり賃金上昇率を（みなし）運用利回りと定めてしまえば、人口成長率がマイナスのばあいには、相当地に大きな成長率を見込むか、国庫負担を継続的に投入していかざるを得なくなる。

³⁾ 権丈(2004), p.41.

⁴⁾ 権丈(2004), pp.33-6.

$$c > t \Leftrightarrow \tilde{g} + \tilde{n} > \tilde{r}$$

ここで、 c ：積立方式の保険料率 t ：賦課方式の保険料率

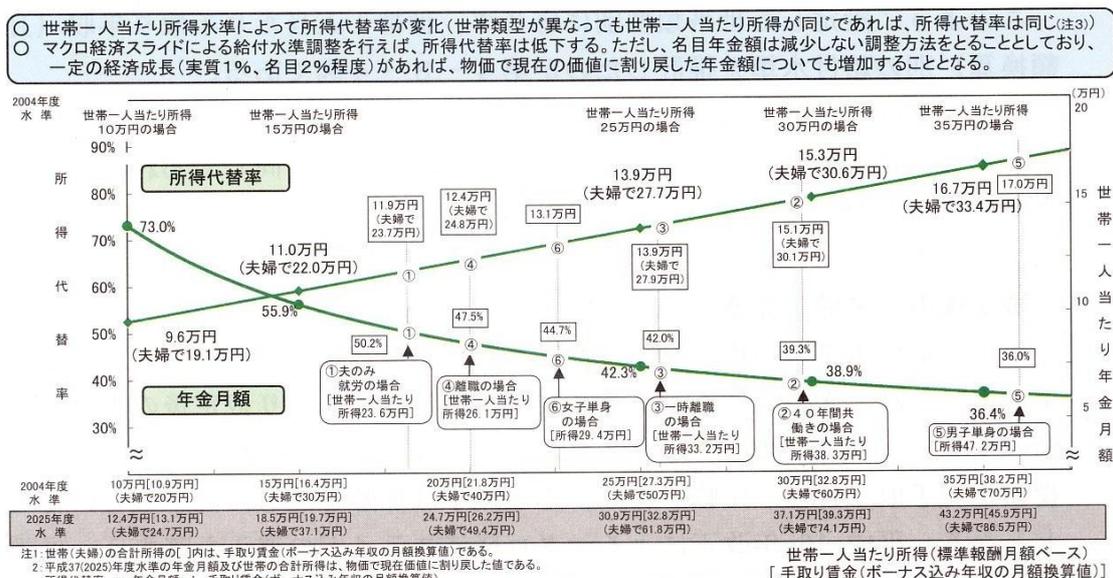
\tilde{g} ：予想経済成長率 \tilde{n} ：予測人口成長率 \tilde{r} ：予測運用利回り

日本で、1人当たり賃金上昇率にみあったくみなし運用利回り>の実現が難しいとなると、基礎年金を解体し、さらには障害年金や寡婦年金を分離してまでして、報酬比例一本の公的年金にする価値がはたしてあるのだろうか、しだいに考えるようになってきた。基礎年金を1階としてその上に報酬比例年金が載るという2階建てであるからこそ、公的年金には応能負担の考え方が組みこまれるのであり、応能負担の考え方があるからこそ高所得層が加入する共済を厚生年金に一元化すべきと論じたり、本論文6節のように、公的年金が応能負担となっているからこそ第3号被保険者に保険料を負担すべきと論じたりすることができるのである。

応能負担、すなわち、高所得者から低所得者へと所得が再分配されるために、所得が低いほど運用利回りが高く、所得が高くなるにつれて運用利回りが低くなる公的年金制度⁵、さらには障害の有無や遺族であるかどうかによって運用利回りが異なる公的年金制度——こういう制度も、まんざら悪い制度ではないのではないかもしれないと思いつけている。スウェーデン型をまねた民主党の年金改革案ブームの醸成に、ひょっとすると加担したかもしれない権丈(2004)の執筆者が、いまは、<安心できる老後の所得保障>と、<低所得者

⁵ 違った側面から見ると、低所得者ほど所得代替率が高くなる。補図3を参照されたい。

補図3 2025年における世代1人当たり所得別の年金月額及び所得代替率
——2004年財政再計算——



出所) 厚生労働省年金局数理課(2004), p.240.

や障害者・遺族への垂直的所得再分配を抱き合わせ販売する公的年金制度の方を、スウェーデン方式や民主党改革案——これらは垂直的再分配を完全に放棄した年金制度——よりも支持するようになってきたことを、ここに記しておく。

なお、租税を財源とする低所得者向け最低保証年金は、スウェーデン型にしる、民主党にしる、将来的にはきわめて不安定で、政治のオモチャと化すおそれがある。ゆえに、もし「安定した最低保障年金を実現したい」というのであれば、財源を保険料としながらも、垂直的再分配を組み込みながら給付の最低水準を引き上げておくという、基礎年金プラス報酬比例年金方式を維持する方がよいであろうと思いは、権丈(2004)出版後のこの一年でかなり固まってきた。こうした判断には、かつて均一拠出・均一給付でスタートしたイギリス・北欧型の公的年金が、最貧層のひとたちに均一保険料水準が規定されてしまい、高齢者の貧困を解消できるだけの十分な水準の年金を給付できなかった経験を反省し、順次、基礎年金の上に報酬比例年金を上乗せしつつ、高所得者から低所得者への所得の垂直的再分配を組み込みながら、年金の最低水準を引き上げていった歴史的経緯から、いくらかを学んでいる側面も反映されている。

もっとも、全国民を対象とした「安定した最低保障年金を実現したい」という思いを不要とし、被用者年金の安定性のみを視野に入れようというのであれば、国庫負担が一切入らない被用者年金のみを公的年金として、国民全般への最低保障はミーンズ・テスト付きの生活保護のみに頼るといふ、<1961年皆年金政策以前の姿>に戻るといふ選択肢もある。